

令和6年度 「老朽危険空き家除却支援事業補助金」



～危険空き家の解体を補助します～

市民の皆様の住環境の向上を目的に、老朽化し危険な空き家の除却に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

対象となる住宅

■老朽化し、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等で、周辺の住環境に影響を及ぼすおそれのある空き家

対象となる方

■補助対象住宅の所有者、または相続人等

対象となる工事

■補助対象住宅を市内業者が解体する工事

○市内業者とは、本市に本店又は支店等の事業所を置き、建設業法の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による登録を受けた業者(個人事業者を含む)

○市からの交付決定後に工事を開始し、令和7年1月末までに事業完了を予定する撤去工事
補助申請時に解体工事に着手(契約行為を含む)・完了している場合、補助対象になりません

補助額

■補助対象事業費又は補助対象住宅の延床面積に国が定めた額を乗じた額のいずれか少ない方の金額に10分の8を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは切り捨て)とし、160万円を上限とします

事前申込期間

■令和6年4月8日(月)～6月7日(金)の午前9時から午後5時

○注意事項 期間中の土、日、祝日は除く。郵送等で申し込む場合は締切日必着

○提出場所 三豊市危機管理センター1階 建築住宅課窓口

○提出書類 ①事前申込書

②撤去工事見積書の写し (解体関連経費の工種・数量・単価の記載が必要)

結果通知

■令和6年8月初旬頃発送予定 事前申込のあった方全員に文書で通知

予算の範囲内で、現地調査の結果により老朽危険度の高い空き家から優先して補助予定者となります。結果は、補助対象外となった方にも通知します。

問い合わせ先 **建設部 建築住宅課 電話:0875-73-3044**

申請書類については、事前にお問い合わせ下さい。

三豊市ホームページからもダウンロードできます→<https://www.city.mitoyo.lg.jp>